

重点建議事項等の概要

1 所得税法の雑損控除制度を改正し、災害損失控除制度を創設すること

Point

- ① 災害による損失は、盗難又は横領による損失よりも多額になる
- ② 激甚災害では、被災地域の経済基盤が回復するまでに相当の長期間を要する
- ③ 災害による損失額を雑損控除ではなく独立して取り扱う方が納税者の救済に資する

雑損控除から独立させた「災害損失控除」の創設が必要

災害損失控除 について

- ◎ **所得控除の順番を人的控除の後順位に**
課税の公平性の観点から、人的控除を先に控除し、その後に災害損失控除を差し引く順番とすること。
- ◎ **控除の繰越期間は10年**
雑損控除の繰越期間は3年間だが、喪失した担税力の救済のため法人の繰越欠損金控除制度と平仄を合わせ、10年に延長すること。
- ◎ **対象支出の範囲を拡充**
一定の資産損失に限定するのではなく、避難のための移転費用や避難後の生活関連費用も対象にすること。
- ◎ **繰戻し還付制度の創設**
災害損失控除について前年への遡及を認め、繰戻し還付を可能にすること。

事例

41歳男性(年収460万円、所得314万円)が、5年前に取得した家屋(木造45坪)を災害によりすべて失い、1,000万円の保険金給付を受けた場合。現行の雑損控除で考えると……。

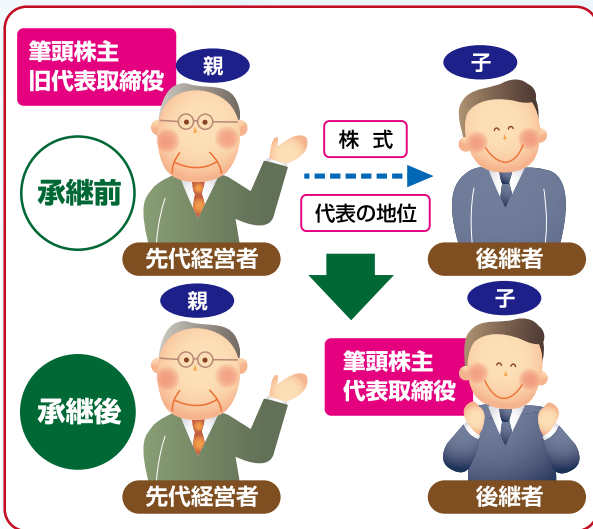
- ✓ **雑損失の金額が2,000万円超**も生じる。
(家屋2,000万円)+(家財1,100万円)-(保険金1,000万円)-314万円×10%=2,068万円
- ✓ 雑損失の金額は所得の**6.5年分**(=2,068万円/314万円)にもなる。
- ✓ 避難を余儀なくされ、再就職し所得が下がると控除年数は**更に長期化**する。
- ✓ 繰越期間は、基礎控除、社会保険料控除、生命保険料控除等が**切り捨て**られる。

2 相続時精算課税により贈与した財産について、災害等により財産価値が著しく低下した場合の特例措置を設けること

贈与後に災害等により財産価値が著しく低下した場合、担税力に応じた適正な価額により相続税が課税されないことになる。相続時精算課税制度を利用して財産を贈与した場合にも、その価額を贈与時の価額に固定するのではなく相続開始時の評価額で課税する救済が必要である。

3 特例事業承継税制における筆頭株主要件を緩和すること

◎ 特例事業承継税制が利用できる典型例



平成30年度の特例事業承継税制における贈与者の範囲の拡充は、後継者に先代経営者等が保有する株式を集中させて事業を円滑に継続させることが目的と考えられる。

先代経営者の要件

- (1) 会社の代表権を有していた。
- (2) 贈与等の直前に贈与者とその特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、**後継者を除き最多数の議決権を保有していた。**
- (3) 贈与時に会社の代表権を有していない。 (措令40の8)

しかし、先代経営者単独では筆頭株主要件を満たせないため、特例事業承継税制を利用できない場合がある。

そうすると株式の贈与・相続に際し、後継者に多額の税負担が発生する。

利用できないケース ①

先代経営者の親が筆頭株主

一次相続で配偶者に対する相続税額の軽減を受けたため、代表の地位は先代経営者が承継しても、株式は先代経営者の母親が相続し筆頭株主になっているケース。

親子で会社経営してきても、代表取締役は会社の筆頭株主でないため利用できない。

利用できないケース ②

先代経営者の配偶者が筆頭株主

先代経営者は代表取締役であるものの、婿の立場にあり、株式は先々代経営者の娘である先代経営者の妻が相続して筆頭株主になっているケース。

夫婦で会社経営してきても、代表取締役は会社の筆頭株主でないため利用できない。

- 親子、夫婦の二人三脚で長年にわたり会社経営してきた場合、特例事業承継税制の利用を認めるべきである。
- 先代経営者が筆頭株主かどうかを、経営者単独で判定する要件を緩和すること。

建議

先代経営者の筆頭株主要件は、経営者単独ではなくその直系尊属や配偶者を含めて判定すべきである。